

千葉市告示第36号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第78条の2第1項、第79条第1項及び第115条の45の5第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業所及び指定事業者の指定をしたので、同法第78条、第78条の11及び第85条並びに千葉市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱第10条第1項の規定により告示します。

令和3年1月25日

千葉市長 熊谷俊人

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	事業所（施設）の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ANDRING	居宅介護支援ふれあいセンター	千葉市中央区川戸町 378-1	居宅介護支援	令和3年1月1日
一般社団法人優光会	居宅介護支援事業所ここあ	千葉市若葉区御成台 3-9-9	居宅介護支援	令和3年1月1日
有限会社ひまわり	訪問介護センター白寿	千葉市緑区土気町 372-1 2号室	訪問介護 訪問介護相当サービス 生活援助型訪問サービス	令和3年1月1日
株式会社 ANDRING	ふれあいセンター	千葉市中央区川戸町 378-1	訪問介護 訪問介護相当サービス 生活援助型訪問サービス	令和3年1月1日
株式会社インターネットインフィニティ	レコードブック稲毛海岸	千葉市稲毛区稲毛 2-4-6 あさまプラザ101号	地域密着型通所介護 通所介護相当サービス	令和3年1月1日